

## 第5回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月8日（月）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
  - 1番 石井清治
  - 2番 石渡正明
  - 3番 佐久間勝史
  - 4番 花澤一弘
  - 5番 繁田俊彦
  - 7番 大野雅弘
  - 9番 大越久雄
  - 10番 中山雅夫
  - 11番 田中幸一
  - 12番 渡邊美代子
  - 13番 根本雅史
  - 14番 山口壹弘
  - 15番 注連野千佳代
  - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 1名
  - 6番 山寄和雄
- 6 出席事務局職員 4名
  - 斉藤事務局長
  - 鈴木主幹
  - 山田主査
  - 高橋副主査

◎開 会

令和4年8月8日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。今日からまたすごく暑くなってきました。先日は研修、また推進委員との意見交換会、お疲れさまでした。まだまだちょっとコロナも高い状態が続いておりますが、農作業が忙しくなっていると思いますので、無理をしないで頑張ってください。健康には気をつけていきましょう。

それでは、始めさせていただきます。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第5回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。次に、欠席委員の報告を申し上げます。6番、山寄和雄委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

13番、根本雅史委員、14番、山口壹弘委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年7月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとするものです。

譲渡人は、農地を管理する能力がないため、売却したいとのことです。

譲受人は、農業経営を拡大するため、購入したいとのことです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、神納地先の農地1筆です。

農業委員とともに現地を確認したところ、保全管理されておりました。

次のページを御覧ください。許可申請書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから、下限面積要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料6ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。7月25日、14時30分頃ですか、事務局、山田さんと現地確認をいたしました。現地は、奈良輪地先の奈良輪堰から五、六百メートルぐらい入った右側です。雑草が少し生えていましたが、耕作できる状態でした。隣接している畑は、譲受人さんの飼料畑でございますので、耕作上便利なためということでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案1ページを御覧ください。本件は、令和4年7月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、姉である市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとするものです。

譲渡人は、農業従事者ではなく、今後も農業を行う予定もないため、農地を贈与したいとのことです。

譲受人は、農業経営を拡大するため、受けたいとのことです。

総会資料7ページの位置図を御覧ください。場所は、蔵波地先の農地1筆です。

農業委員とともに現地を確認したところ、農地として管理されておりました。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で650日従事しており、基準の150日以上を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから、要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料12ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、田中幸一委員。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。7月26日、10時頃、事務局、高橋さんと現地確認を行いました。土地の所在、権利関係については、事務局からの説明のとおりです。

現地は畑で、今すぐにでも耕作が可能な状態でありました。農地の取得に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年7月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外の法人が、亡くなった土地所有者の相続財産管理人から売買により所有権を取得しようとするものです。

譲渡人は、現在耕作している譲受人に農地を売却したいとのことです。

譲受人は、農業経営を拡大するため、購入したいとのことです。

総会資料13ページの位置図を御覧ください。場所は、大竹地先の農地1筆です。

農業委員とともに現地を確認したところ、農地として管理されておりました。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、農用車等を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、常時雇用者として代表者を含む総数4名が合計905日従事する計画となっており、基準の150日以上を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこととです。

総会資料18ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めるところであります。担当地区委員の佐久間委員が健康上の理由により対応不能であったため、隣接地区担当委員である中山委員に対応をお願いいたしましたので、報告をお願いいたします。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山でございます。7月29日、4時50分頃、事務局の高橋さんと現地確認してまいりました。現地を見渡すと水田の周りは山が並んでおりまして、そこに稲を作付してありました。譲受人は、大規模な稲作経営を営んでおります。特に問題はないと思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〇〇〇さんは、この近くでもやっていらっしゃるのですか。

○10番（中山雅夫君） 〇〇〇さんは〇〇の人なのですけれども、幅広く稲作を中心にやっております。この近くも結構やっております。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。

討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号、整理番号1についてご説明いたします。

本件は、市内在住の個人が、市外在住の個人から農地2筆を所有権移転で取得し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年7月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅北側約800メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料20ページから22ページに土地利用計画平面図、建物の立面図、排水計画平面図を添付しております。

土地利用計画としては、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっており、形状は立面図のとおりです。

排水関連については、汚水雑排水は、合併浄化槽にて処理の後、東側道路の既存側溝へ排水し、雨水については雨水流出抑制施設にて抑制し、オーバーフローした雨水は東側道路の既存側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料23ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。7月25日、14時頃、事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現地は、袖ヶ浦駅北側、海側整備事業の北側でありまして、JR袖ヶ浦駅の800m内という位置でございます。現地は、雑草がありましたが、図面23ページのように一部砂利を敷いてある部分がございます。こちらのほうは、今日現在、上の砂利を取りまして土が出ている状態でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 増田です。譲受人が袖ヶ浦なのですが、個人になっておりますが、宅地にして造成販売するとか、その辺の関係、どこかの会社の社長とか、この中に見えないものというのは何かほかにあるのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。本案件の奈良輪のこちらの専用住宅の案件につきましては、申請資料についております事業計画のほうを御覧ください。自己、個人用の住宅建築を目的とした造成を行うという形で申請書の事業計画のほうはなっておりますので、こちらの譲受人が自分で建築することになります。

以上です。

○16番（増田 勉君） 一応念のために、なぜ2棟なのですか。この方が入るのであれば大きな1棟というか、つながりになるように。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。筆としては2筆になるのですが、この2筆が、議案のほうを見ていただくと分かるのですが、この2筆、合わせて273.4平方メートルなのですが、271平方メートルの1筆と、それに付随する形で2.4平方メートルの筆が1筆で、区画としてはここで建てるのに1棟となりますので、こちらについては個人用の住宅用用地ということで間違いありません。

○16番（増田 勉君） すみません。私が勝手に2棟ということで、すみませんでした。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。先ほど報告の中で砂利を敷いてあったけれども、現在は取り除かれているという説明ありましたが、これは指導した結果そうなったのでしょうか、そのいきさつを教えてください。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。根本委員ご指摘のとおり、こちらのほうについて、委員との現地確認をした際に、やはりこのような状況では転用違反ではないかというような指摘がありまして、県の農業事務所に指導を仰いだときに今回の代理人を通して話をし、この部分の砂利を撤去していただいたという形になります。

○13番（根本雅史君） 分かりました。

○議長（注連野千佳代君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号2についてご説明  
いたします。

本件は、市内在住の個人が、市内在住の親族の所有する農地2筆に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年7月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料24ページ的位置図を御覧ください。申請地は、蔵波小学校の南西側約1キロに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料25ページの公図の写し、26ページの土地利用計画図を御覧ください。

土地利用計画としては、申請地のうち1筆に木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっており、上水道の引き込み管を敷設するために隣接地の一部を転用する計画となっています。

総会資料27ページに造成断面図、28ページに建物立面図を添付しております。

排水関係については、汚水雑排水は、合併浄化槽にて処理の後、東側道路の既存側溝へ排水し、雨水については雨水浸透柵にて自然浸透させ、オーバーフローした雨水は東側道路の既存側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料29ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。7月25日、15時頃、事務局、山田さんと現地確認をいたしました。現地は、神納たちばな通りから100メートルぐらい入った南側でありまして、現地は耕作はされておらず雑草が生えていました。現地は、凶面のように少し傾斜があり、整地して建設するようですので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。本件は、使用貸借の土地に住宅を建てるという案件ですけれども、将来トラブルがなければ一番いいのですけれども、この譲渡人と譲受人の関係というのはどういう関係なのでしょう。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。譲受人と譲渡人の関係についてということですが、譲受人の奥様の配偶者の親という、ですから義母という関係になります。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3ないし8についてですが、本案件につきましては、8月5日付で取下願が提出されましたので、本日審議いたしません。

次に、議案第2号の9について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号9についてご説明いたします。

本件は、市内及び市外在住の個人2名が、市内在住の親族の所有する農地1筆に使用貸借権を設定し、農家住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和4年7月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料36ページの位置図を御覧ください。申請地は、根形中学校の西側70メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料37ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画としては、申請地に木造平家建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関係につきましては、汚水雑排水は、合併浄化槽にて処理の後、北側道路の既存側溝へ排水し、雨水については雨水浸透枳にて自然浸透させ、オーバーフローした雨水は北側道路の既存側溝へ排水する計画となっております。

総会資料38ページに建物立面図を添付しております。

なお、所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料39ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。7月29日の午後、現地を確認いたしました。隣にもうちが建っているし、事務局の説明どおりでございますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。これも余計な心配かもしれませんが、この譲渡人と譲受人の関係を。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。本案件についてですが、譲受人の2人が夫婦関係になりまして、妻の方のほうのご実家、兄の所有する土地という形になります。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第2号の9について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の9については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）  
の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の令和4年度第4次農用地利  
用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。別冊となっております。この集積計画については、農地  
法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農  
業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をいただ  
くものです。

それでは、議案第3号の8ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が2件  
で、全て農地中間管理事業によるものとなっております。利用権設定を受ける方の面積  
は、合計で100アール、1万平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから7ページに記載のとおりとなっ  
ております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けい  
たします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） 12番、渡邊です。これ質疑でなくて、〇〇〇〇さんの年齢なの  
ですけれども、70歳ではないのではないのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局いかがでしょうか。  
事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。申し訳ございません。資料を作成した際に、  
恐らくお父さんの年齢が入ってしまっているかと思えます。資料を作成した農林振興課  
に確認しまして、修正の上で処理いたします。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

### ◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。  
事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木 良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご報告いたしま  
す。

議案5ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の  
提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局  
長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和4年6月1日から6月30日までで、1件でございます。

次に、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案6ページ、7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は令和4年6月1日から6月30日までで、4件でございます。

次に、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案8ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和4年6月1日から6月30日までで、2件でございます。

報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。事務局からですけれども、その他についてなのですけれども、3点ほどございます。

まず1つが、本日机の上に配付させていただきました蔵波中六の案件についての資料配付です。こちらにつきましては、先月、7月の総会において今後も何かあるようであればということ、以前に前期の農業委員さんに配付していた資料と同じ内容につきまして、皆様にも配付させていただきます。前期からの方につきましては、ちょっと説明が重複になるかもしれませんが、まず初めにどのような経緯、当時どのような経緯で埋立てが行われていたかというものと、その後についております紙のほうは、去年の新聞の記事において、こちら蔵波中六の案件につきましてございましたので、参考資料として添付をさせていただきましたものになります。蔵波中六の案件については、以上です。

続きまして、先月の7月総会の案件につきまして、1点ご報告がございます。前回の7月総会にかけました転用案件、議案第2号、整理番号の4につきまして、こちら横田地区における案件なのですけれども、総会での審査どおり取下げの届出が提出されましたので、総会のほうでは意見がありましたけれども、取下げとなった関係で県への進達がなされませんので、その旨をご報告をいたします。

最後に、地籍調査による農地の地目変更に関する意見について、意見照会の事務処理

についてとなります。こちらにつきましては、やはり本日机の上に配付させていただきましたA4両面の資料を御覧ください。こちらにつきまして、まず地籍調査というものにつきまして、皆さんあまり聞かないものかと思われそうですが、国土調査法という法律に基づきまして、全市町村が全ての管内、市内全域につきまして地籍を調査して、もしこれが現況が地目と登記の内容と違っていた場合には修正をするという作業になります。

内容につきましては、まず市町村のほうで調査をかけまして、持ち主の方の意見を伺った上で、最終的には県知事のほうへ報告を行って、県知事のほうで権限に基づいて地目のほうを修正するという流れになるわけですが、まずこちらの裏面御覧ください。こちら袖ヶ浦市の全図なのですけれども、この何工区というのが細かく何工区にも分けてあると思えますけれども、全76工区をそれぞれ年度ごとに分けて市内全域を行うという形となっております。

今回はこの左上のほう、市役所の周辺、1工区、J-10とかJ-9の左側のところ、このところが今回事務局のほうに、担当であります土木管理課のほうから照会があったものですけれども、地目の変更につきましては、通常、今年度皆様立会のほう行われているかと思いますが、法務局から地目変更の申請があった場合に、地目を変更する際の意見としましては、農業委員会に諮るのではなく、農業委員さん、事務局のほうで立会を行った上で現状を確認して、農地か非農地かという形で地目を変更する際の意見を聞くという、こういう形になっておりますので、こちらの地目、地籍調査に伴う地目の変更についての意見につきましても、同様に総会にかける案件としてではなく、意見照会、事務局のほうで処理を行って、担当地区の農業委員さんから現地確認を行った上で意見を照会して回答するという形で行いたいと思います。

以上です。

○事務局長（斉藤明博君） 何かご質問等があれば。

○議長（注連野千佳代君） 今のこの地籍調査の説明で質問はございますか。

これは私たちが何かするというのは、何かあったときにということになるのですか。  
山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。こちらにつきましては、この工区のところ担当地区に当たった場合に、今回ですと第1工区は坂戸市場でしたので、石井委員に担当地区の立会をお願いしたのですけれども、日にちを決めて現地確認をして、このように農地、現況がこのようであるので、登記地目をこのように変えたいということで、確認していただくという形になります。なので、基本的にはこの工区が担当地区に当たらない限りは、今のところは確認していただくということは無いです。

○議長（注連野千佳代君） 何かあれば、事務局のほうからこちらのほうに連絡が来ると

いうことですね。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。そのとおりです。年度ごとにその地区が行われる、地区がどこか連絡がありますので、連絡があり次第、委員さんのほうに連絡、事務局のほうからご相談させていただきたいと思います。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。

皆さんには来年から、今年からでも当たった方はよろしく願います。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。毎年これ調査していくと思うのです。年間何工区ぐらい、全工区だと76年かかってしまう。

○議長（注連野千佳代君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） それについてなのですけれども、1工区ごとに1年で、さらに現在1工区のうちの半分しかできていないということで、単純計算でいくと150年。

〔何事か言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） ほかにはございませんか。

山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。Jの調査地区があると思うんだけど、Jと工区の違いというのは何。

○議長（注連野千佳代君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） 図面の右下のほう見ていただくと、Jとなって調査の除外となっていて、例えば今J-13とかというのが真ん中辺りにあるかと思いますが、こちらは大曾根、勝が圃場整備を行っていて、そちらのほうで地籍などについては確認を行っております。J-20のほうは横田地区のほ場整備なので、こちらは確認ができているところになります。そのように確認を行ったりしたところにつきましては、今回調査の除外地という形で入っております。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかにはどなたかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） ないようですので、それでは本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分 閉会